

## 社会福祉法人那珂川福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那珂川福祉会（以下「当法人」という。）定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めることとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び永年功労賞を支給する。
- (2) 理事長以外の役員等については、報酬、交通費及び永年功労賞を支給する。
- (3) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく報酬及び交通費は支給しない。ただし、永年功労賞についてはこれを支給する。
- 2 役員等に対する永年功労賞は、役員等として2年以上に渡り円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長報酬については、別表1に定める額。
- (2) 理事長以外の役員等の報酬については、別表2に定める額。
- (3) 交通費については、原則として役員等の住所地を起点として、公共交通機関の使用を想定して算出する。
- (4) 永年功労賞については、別表3に定める額。ただし、理事長としての任期を有する者については、その都度評議員会にて議決した額とする。
- (5) 役員等が職務のための出張をしたときは、那珂川福祉会職員の「出張旅費規程」を準用し、施設長の旅費（交通費、日当及び宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、均等割りとし翌月25日（その日が金融機関の休業日のときはその直前の営業日）とする。
- (2) 理事長以外の役員等の報酬については、当該会議等に参加した都度支給する。

- (3) 永年功労賞については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2ヶ月以内に支給することを原則とする。ただし、当法人職員を兼務する役員等について、退任した後も当法人職員として在籍する場合は、当法人を退職するときにこれを支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第5条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおりの端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第7条 当法人は、この規定を以て、社会福祉法第五十九条の二第一項二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年 3月25日より改定施行する。

- (制定) 平成15年 8月 1日  
(改定) 平成17年10月 1日  
(改定) 平成19年 4月 1日  
(改定) 平成21年 4月 1日  
(改定) 平成29年 2月 4日

別表1（理事長の報酬）

	年 額
理事長の報酬	7, 8 2 1, 0 0 0 円

別表2（理事長以外の役員等の報酬）

## （1）評議員

	日 額
評議員会への出席	7, 5 0 0 円
上記の他、当法人及び施設業務のための出勤	7, 5 0 0 円

## （2）理事

	日 額
理事会への出席	7, 5 0 0 円
上記の他、当法人及び施設業務のための出勤	7, 5 0 0 円

## （3）監事

	日 額
理事会への出席	7, 5 0 0 円
監事監査時	1 5, 0 0 0 円
上記の他、当法人及び施設業務のための出勤	7, 5 0 0 円

## （4）評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	7, 5 0 0 円

別表 3 (役員等の永年功労賞)

在任年数	支給額	在任年数	支給額
		11年	270,000円
2年	50,000円	12年	300,000円
3年	70,000円	13年	320,000円
4年	100,000円	14年	350,000円
5年	120,000円	15年	370,000円
6年	150,000円	16年	400,000円
7年	170,000円	17年	420,000円
8年	200,000円	18年	450,000円
9年	220,000円	19年	470,000円
10年	250,000円	20年	500,000円